なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の㈢に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

［ア～ウ　略］

⑵　都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア　都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ｱ)　都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ｱ)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のａからｃまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａからｃまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

第二段落　［略］

［ａ～ｃ　略］

［(ｲ)・(ｳ)　略］

［イ～エ　略］

オ　当該年度の翌年度のア、イ又はウに係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを除く。以下オにおいて同じ。）がそれぞれ対応する当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア、イ及びウにかかわらず、当該年度の翌年度のそれぞれ対応する必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

［3～5　略］

［五・六　略］

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［略］	
二　法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

［3～5　略］

［五・六　略］

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［同上］	
二　法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総

［同上］

［a～c　同上］

［(ｲ)・(ｳ)　略］

［イ～エ　同上］

［号の細分を加える］